

**令和6年度
所有者不明土地等対策モデル事業
実施結果報告書**

令和7年3月

鹿児島相続対策研究会

(1) 業務の目的及び概要

① 業務の目的

「モデル事業」対象地域にある空き地・空き家の利活用では、放置すれば低未利用地のまま流通価値が低下、経済価値を喪失し、将来的に相続放棄や所有者不明土地となるような不動産を、物理的生産財としての再生の視点だけではなく、地域住民の「多発する災害からの安心・安全」や「生活・サービスの質の維持」に資する地域住民等の課題でもある、共同の福祉又は利便の増進を図る事を事業目的にした(地域)福利増進事業の土地利活用モデルとしたい。

② 対象地域名

鹿児島市清和四丁目の地域

③ 対象地域の特性

対象地域は、市区画整理事業、商業施設を含めた住宅街区等の形成にて、近年急速な発展を遂げている市南部地域で、区画整理事業等に取り残され多数の農地が小規模乱開発にて宅地化された跡地の一角にあり、居住者の相続、施設入居等を機に建物の経年劣化や無秩序な宅地開発による狭あい・法外道路等を因として流通価値低下、経済価値喪失した「空き地・空き家」が長期未利用地、所有者不明土地・建物となっている。

④ 対象地域（対象物件）の課題

私道(地目:公衆用道路)にて囲まれた当地域の二つの道路の内、一つは、数区画が利用している建築基準法上ではs42年にみなし道路とされている幅員2Mの狭あい・法外道路で、南側にある約60cm下がりの階段状の公道接道侵入口からの車両侵入不能の行き止まりの袋路となっている。以前は通路として利用していたという私有地を回避して、現在はブロック塀2段を跨いで隣地の公衆用道路を通り抜けの生活通路や児童通学路として利用している。

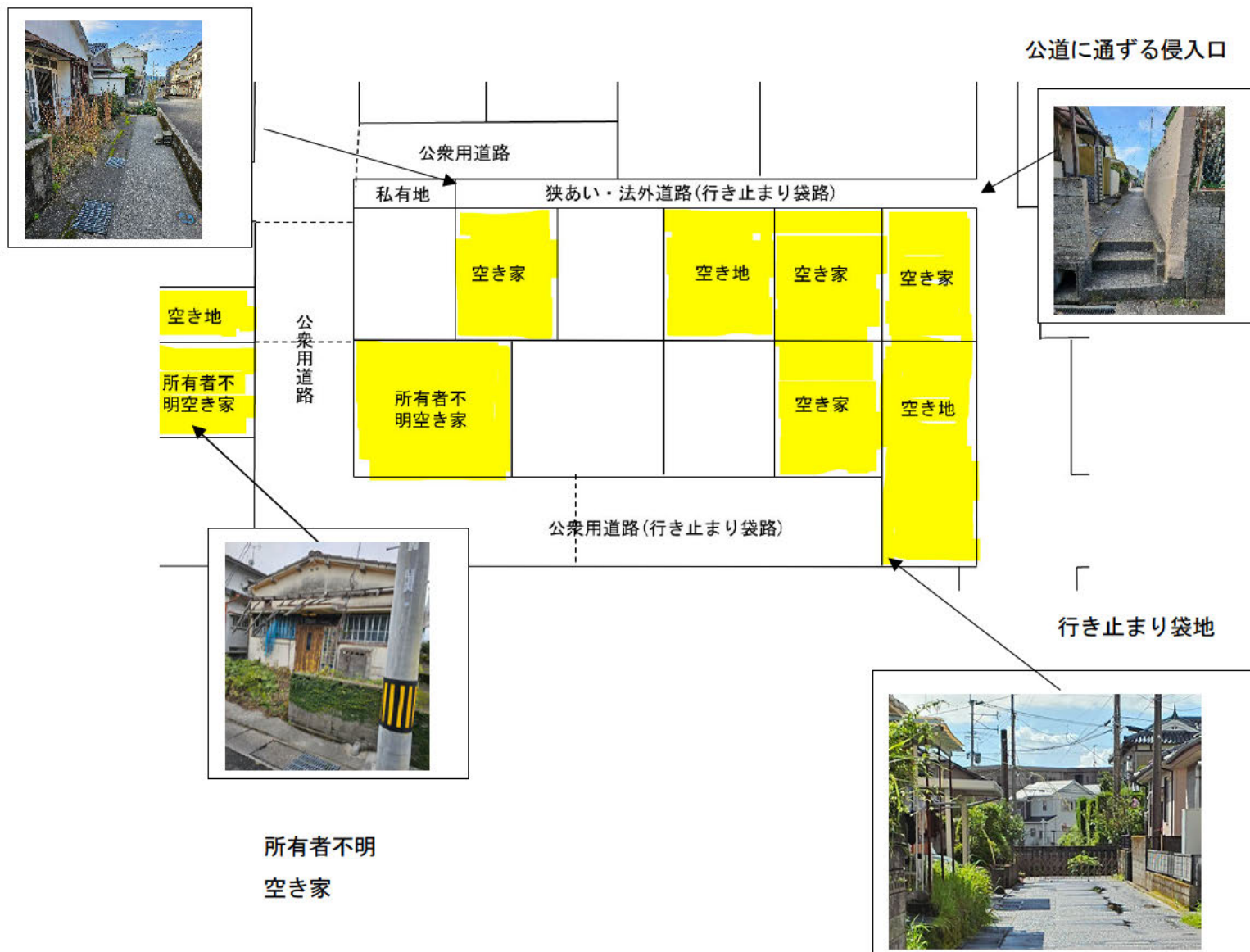
もう一つは、私道に面した車両侵入可能な数区画の行き止まり袋路となっており、その二つの私道に面した地域では、居住者の相続、施設入居を機に長期空き家となっている5区画と、1区画の空き地が混在している。

同地域は外部からの訪問者用の車両駐車施設等がなく、火災・災害、介護・医療用の車両駐車・Uターンが出来ないばかりか、狭あい・法外道路に面した区画では緊急事態での車両侵入も出来なく、土地区画の再編成も出来ないまま、空き地・空き家となって放置されている。

課題として非常にハードルが高く困難が予測されるが、車両利用状況の改善や、地域の「災害・火災・救急事態への安心・安全の実現」への対応及び低未利用空地・空き家の利活用による多世帯の「生活・サービスの質向上」と資産価値の再生が求められている。

対象地域の参照図

ブロック2段・行き止まり袋地



⑤ 事業の実施体制／活用する地域の資源

- ①対象物件等の利活用で地域の課題対策として、モデル事業での(地域)福利増進事業を企画・提案し、私道(公衆用道路)に面した地域の居住者を中心に防災等を課題に「地域を考える会」の地域コミュニティを提案する。
- ②「地域を考える会」を中心に地域の防災や地域コミュニティ形成の空間となりうる施設、駐車施設、狭あい・法外道路、袋路等の課題を話し合い、長期未利用不動産の空き地・空き家の利活用を促進する。
- ③地域での「災害・火災・緊急事態への安心・安全」に対する(地域)福利増進事業推進に関して、現地に看板設置等して町内会・行政等へ課題解消への取り組みをPRし、現地見学会等により、広く一般市民にも情報発信する。
- ④連携する大学のゼミでの研究課題への取り組みにて、地域の課題にたいして(地域)福利増進事業の社会実験の実施により、課題解消への有効性の理解者を広める。

(2) 業務フロー

9 月

①相続相談の空き家・空き地要因調査

事業開始 8 月以降継続

10 月

②近隣地域 15 区画調査し、その内 4 区画の利活用を提案

モデル事業対象地域全体の
調査・整備の検討

③2 区画の未利用空き家の所有者探索
に着手

専門家と検討、調査依頼

④社会実験の家屋解体の再検討

11 月

地域福利増進事業にて可能な法令 12 項目への具体的な取組み事業の検討

⑤社会実験の家屋解体(駐車場)の再検討となり、モデル事業が行き詰まりに陥る

12 月

モデル事業対象地域全体の調査・整備の再検討

⑥志學館大学ゼミ発表会開催

1 月

⑦事務局によるオンライン勉強会と志學館大学ゼミとのマルシェ共同開催の企画提案

⑧マルシェ企画、開催 PR と代替地での地域福利増進事業の再アプローチ開始

地域福利増進事業にて可能な法令 12 項目への具体的な取り組み事業の検討

2 月

⑨地域福利増進事業の情報担当部局としての所轄(市道路建設課)確認

地域福利増進事業に向けた地域・行政との調整

⑩地域福利増進事業への事前協議の開始

3 月

⑪3 月 2 日マルシェ開催と福利増進事業の PR 活動をする

地域福利増進事業の社会実験の実施

⑫地域住民との課題共有と地域住民との連携の広がりが始まった

地域を考える会
アンケート実施で課題の共有化

次年度へ向けた新たな
取組へ着手



⑬モデル事業報告会での専門家会議
の開催にて清和マルシェより清和プ
ロジェクトXとしての取組み確認

図表 1 業務フロー

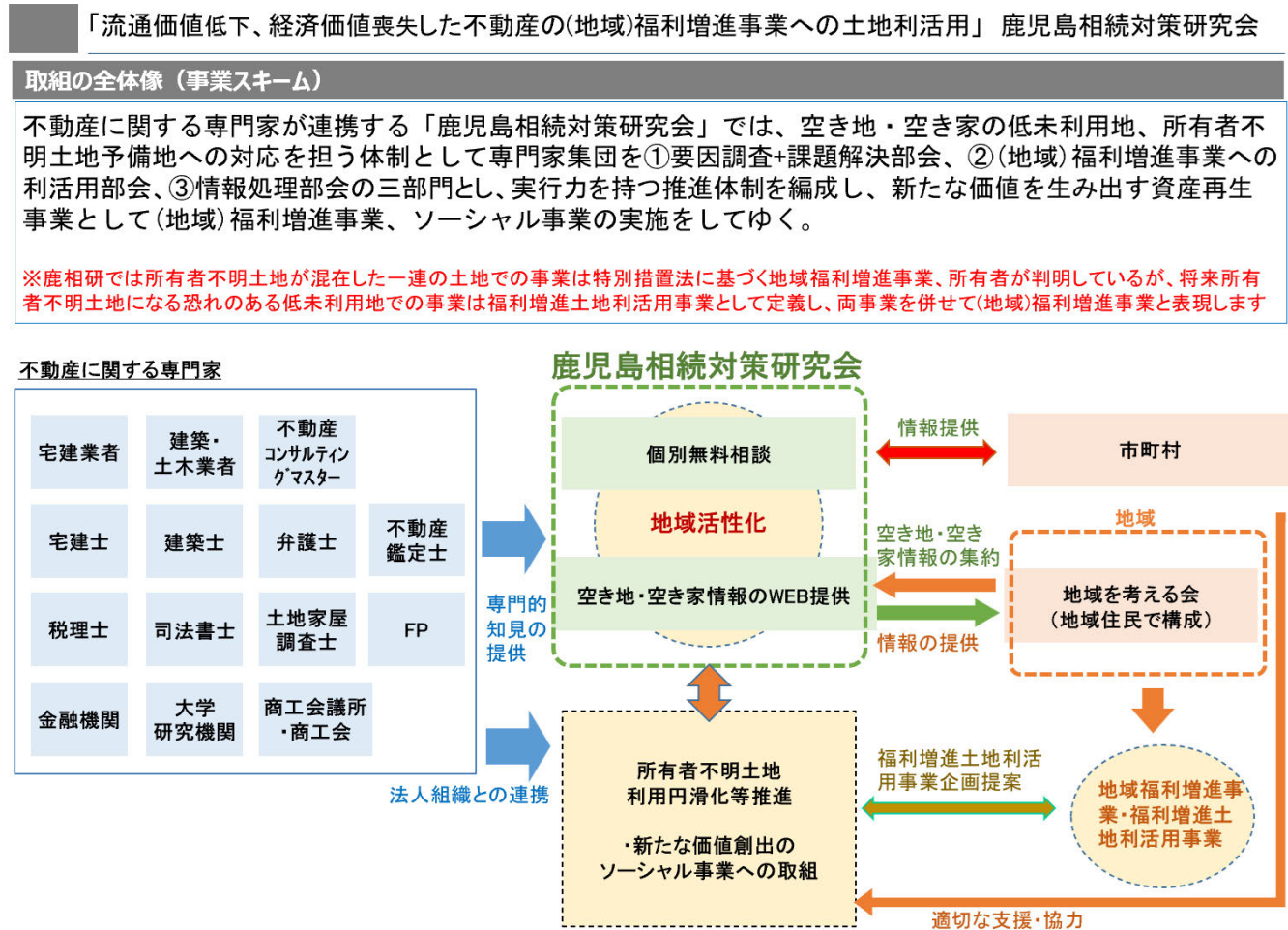
(3) 業務工程

実施内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相続相談会での各事例、空き家・空き地の要因調査								
モデル事業対象地域全体の調査・整備の検討								
専門家との検討会の実施								
(地域) 福利増進事業にて可能な法令12項目への具体的な取組み事業の検討								
地域を考える会								
(地域) 福利増進事業に向けた地域・行政との調整等								
(地域) 福利増進事業の社会実験の実施								
暫定活用のマルシェの開催								

図表 2 業務工程

(4) 詳細な業務内容

■取組の全体像（事業スキーム）



図表 3 事業スキーム

① 近隣地域 15 区画調査活動開始

相続相談地の調査活動（業務フロー①）

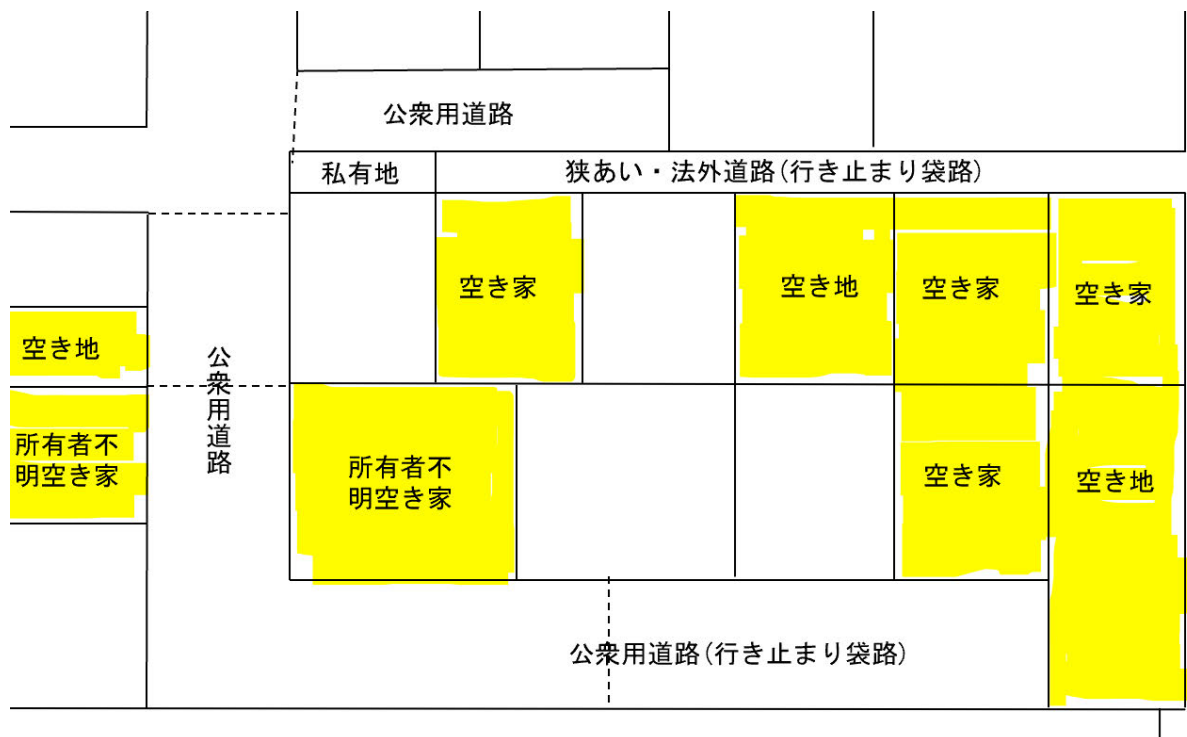
応募開始の 7 月より相続相談地を含む近隣の住民への挨拶、ヒアリングを開始し、地域の空き家・空き地の要因調査及び地域の課題を集約

近隣地域 15 区画調査活動開始(業務フロー②)

モデル事業採用と同時に 15 区画の地域の調査活動開始。15 区画中空き家 6 区画、空き地 3 区画、自己居住者 3 区画、借家人居住 3 区画と判明 15 区画中所有者不明土地・建物 2 区画、所有者の判明しているが空き家・空き地になっている 4 区画に利活用を提案、検討に参加

利活用されていない所有者不明 2 区画の空き家探索に着手(業務フロー③)

このうち専門家に調査依頼していた相続未登記空き家・空き地での相続関係が判明したが親戚関係の使用貸借での土地所有者と建物所有者判明したが、土地所有者・建物所有者共に他界していて土地の代襲相続人が 13 名、建物の代襲相続人が 11 名が全国に分散している事も判明した為、全員に文書を送付したが土地代襲相続人 2 名と建物代襲相続人の内 1 名のみが成年後見人からの連絡があったが、3 名以外は連絡がなかった。これが相当の手間と期間に割かれ 2024. 2 月に開始したが、2024. 11 月にて一旦、保留する事とした。



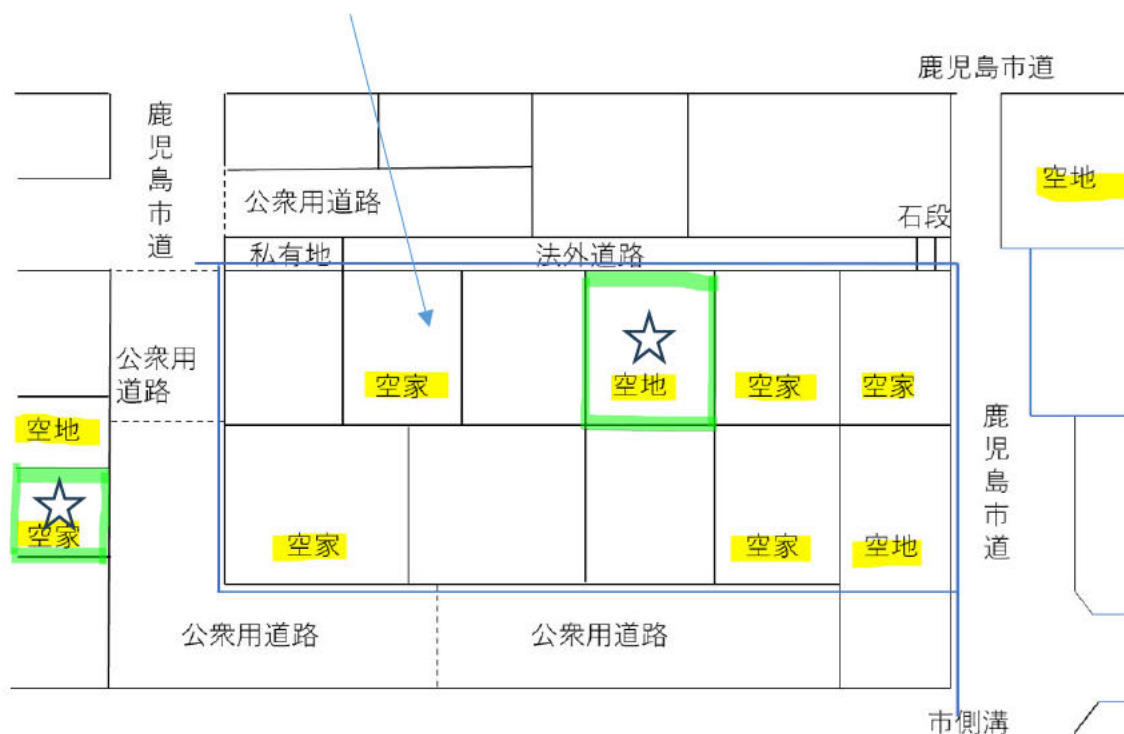
図表 4 現地調査図

② 社会実験の家屋解体の再検討(業務フロー④)

利活用提案の4区画のうちの1区画を(地域)福利増進事業の社会実験として空き家となっている家屋を解体し福利増進事業を提案したが、10月に他の利活用を含めた再検討を希望された為、社会実験の代替地として下記図にて☆印している長期に渡り売りに出ている空き地にての暫定活用の利活用企画と老朽化した空き家にて地域福利増進事業(駐車場等)を検討する方針へ転換した。



当初予定の空き家



図表 5 当初予定空き家と代替地

③ 代替地により暫定的な地域福利増進事業への取組み(業務フロー⑤)

売り物件であるが、フリーマーケットや地域の広場として暫定的に借りる交渉を行う(3.2 マルシェ会場にて利用することとなった)

手前は空き地、奥は施設入居を機に長期空き家となっている



地域福利増進事業の所有者
不明・管理不全長期空き家と
その隣地の土地



空き家は2回文書送付したが返答無く、空地は宛先不明として返却された。R5.6 地福事業改定ガイドライン 1.1.1 ■送付した書面が宛先不明で返送された又は回答がないに該当する為に、所有者不明土地法に基づく探索手続きの対象となりえる事が分った

図表 6 代替地

方向転換したものの、暫定活用の売り物件の空き地は土地の登記事項証明書の取得にて所有者が判明し、文書を送り連絡が付いたが、老朽化した空き家は登記事項証明書にて判明した所有権登記名義人の住所に宛てて8月と10月の二回に渡り書面を送付するが返答がなかった。又、所有権登記名義人の住所に訪問するも、その場所も空き家となっているようであった。

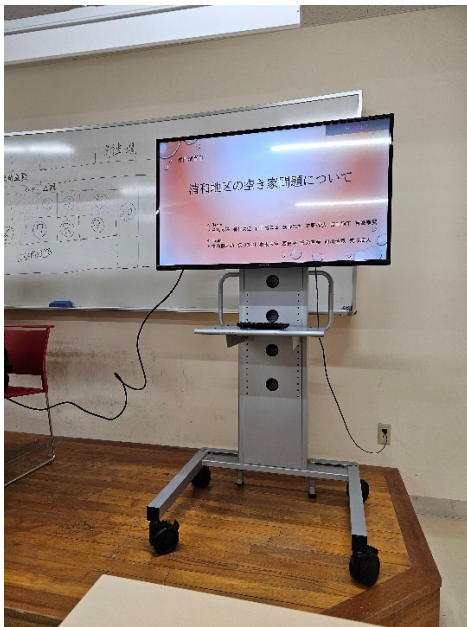
11月となり、モデル事業の当初の計画推進が停滞して来た。特に、老朽化した代替地空き家の所有者探索には行き詰まりを感じざるを得なかった。11月18日に市道路建設課へ停滞したモデル事業推進打開の為に、

1. 狭あい道路解消に向けた取組み
2. 所有者不明空き家・空き地の解消

に向けて、探索に必要な土地所有者関連情報の提供の支援・協力要請するも反応がなく、専門家との検討も実施するが方向性を見失い完全に行き詰まりに陥った。

④ 志學館大学ゼミ発表会(業務フロー⑥)

12月3日になり、モデル事業開始の8月より清和地区の空き地・空き家について調査していた志學館大学法学部不動産取引法ゼミ生の発表会が行われた。14名のゼミ生が2班に分かれて研究発表を行った。その研究発表内容は、鹿相研にて調査した内容とほぼ一致する地域課題が提案されていた。

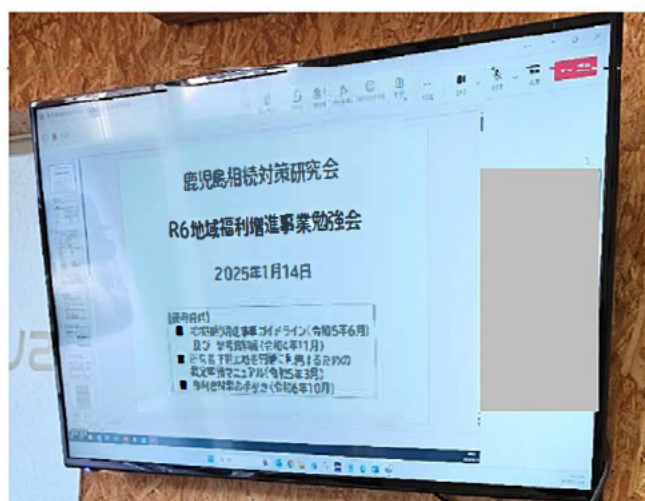


図表 7 ゼミ風景

⑤ 1.14 オンライン勉強会(業務フロー7)

年末を迎え行き詰まりと心が折れそうになっている局面打開の為に二つの計画を立てた。一つがR6年モデル事業事務局の日能総研への相談にてR7.1.14に国交省、事務局(日能総研)、鹿相研にての所有者不明土地法制による地域福利増進事業についてのオンライン勉強会を提案して貰った。もう一つは地域課題が一致した志學館大学法学部不動産取引法ゼミ生と鹿相研合同での社会実験の代替地としての暫定活用の空き地を利活用したマルシェの開催であった。志學館大学法学部不動産取引法ゼミを担当している[REDACTED] (鹿相研参加)に連絡し、ゼミ生へのマルシェ参加を打診して貰ったところ快諾を頂いた。

今思えばマルシェ開催とこのオンライン勉強会によりモデル事業継続へ心折れそうになっていた局面打開が出来たような気がしている。



図表 8 1.14オンライン勉強会

⑥ マルシェ企画と代替地での地域福利増進事業への再アプローチ(業務フロー8)

年明け早々のオンライン勉強会の成果として、再度所有者探索と地域福利増進事業の取組みの所有者不明土地法制を深掘りし、確認できた事で所有者不明空き家への再アプローチとマルシェ開催を3月2日と決め進める事とした。1月-2月はマルシェ開催の為、会場使用や駐車場確保等の地権者への交渉や地域の方々へのマルシェ開催への理解と協力要請等の急ピッチなマルシェの準備に多忙を極める事となるが、併せてこの頃から、再度近隣居住者及び所有者の方々へ「地域を考える会」での活動を再開し、賛同者を募る事となり交流を重ねていった。

又、2月初旬の国交省九州地方整備局の鹿児島市訪問、鹿相研訪問での支援・協力体制にも励まされた。

清和マルシェ開催のお知らせ!!

【場所】 清和4丁目3番81の空き地
 【日時】 3月2日(日) 午前10時-午後15時

【主催】
 鹿児島相続対策研究会(「鹿相研」)
 志学館大学 法学部不動産取引法ゼミ
 地域を考える会
 (事務局)
 鹿児島相続対策研究会(「鹿相研」)
 鹿児島市呉砂町 12-1-2
 電話 099-259-1010

開催地地図

眠っている玩具・遊具・衣服・なんでもを必要としている人と交換しませんか!!

☆ご自宅に眠っている物を持って、是非遊びにいらして下さい。
 詳細は、次週(3月1日)号折り込みチラシでお知らせします。☆

(本企画は国交省 R6 年所有者不明土地等対策モデル事業の社会実験として実施しています)
 今回のマルシェは社会実験の為、所有者不明土地ではなく、所有者の方のご協力の下に一時的に使用して実施します。

マルシェで交換
雑誌、玩具、衣服、その他眠っている物を持ち寄って必要としている人と交換しませんか?

お菓子の福袋...ゲームに参加してゲット...マルシェ家の子供さん全員へプレゼント!!

お楽しみコーナー

パンチでお茶を飲みながらお話を弾みます

地域の活力を生かし、住みよい環境にする為に「空き家・空き地・駐車場・狭あい道路」問題を貴方も「地域を考える会」と一緒に考えませんか!!

「鹿相研」では、相続した空き家・空き地の有効活用・提案や、相続対策でお悩みの方は相続対策専門士が個別相談受け付けています。

相続放棄・空き家・空き地の不動産を所有者不明対策新制度で必要としている人や地域に役立つ資産に変える事業に取り組んでいます!!
 ☆☆国交省 R6 年度モデル事業で鹿相研がマッチングのお手伝い☆☆

■相続した空き地・空き家を活用したいけど...
 ■施設に移る為、空き家になるのだけど...
 ■活用出来ない土地に固定資産税を払い続け、草木・家の手入れに困っている...

■地域の児童の居場所を創って学習支援の児童図書館を創りたいので空き家を安くで借りたいのだけれど...

■外部訪問者・介護・医療用車両が駐車出来る安心・安全な道路にならないかな...

■防災備蓄倉庫を作りたい

■清和で子育て中です。戸建住宅を貸して欲しい!!

■農園や駐車場として空き地を貸して!!

地域福利増進事業等の輪

(本企画は国交省 R6 年所有者不明土地等対策モデル事業の社会実験として実施しています)
 ※地域福利増進事業とは、一定規模以上の建築物がなく、使われていない所有者が不明の土地を、地域住民等の福祉や利便の増進の為に施設として利用する事が出来る制度です。

図表 9 マルシェ開催チラシ案内

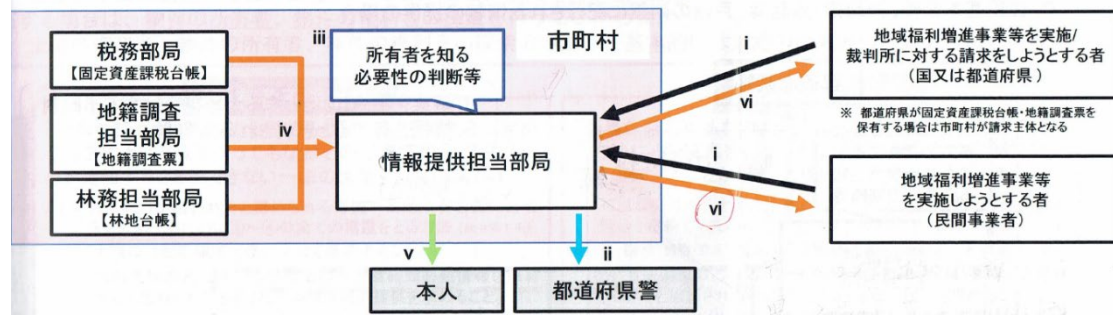
⑦ 地域福利増進事業の情報担当部局としての所轄(市道路建設課)確認(業務フローー9)

2 月初旬になり市道路建設課に一旦推進法人化は棚上げし、地域福利増進事業実施予定地に対する取組みとして所有者探索の文書送付をしたが、宛先不明として返送又は回答がない為に、地域福利増進事業の相談したい旨、連絡した。定例市議会等への対応もあり、2 月 26 日の打合せとなり、この日の打合せでお互いに手探りながら前向きに取り組む事となった。

地所有者等関連情報の提供スキーム

国土交通省

Ⅱ. 固定資産課税台帳、地籍調査票、林地台帳に記録された情報の提供の場合

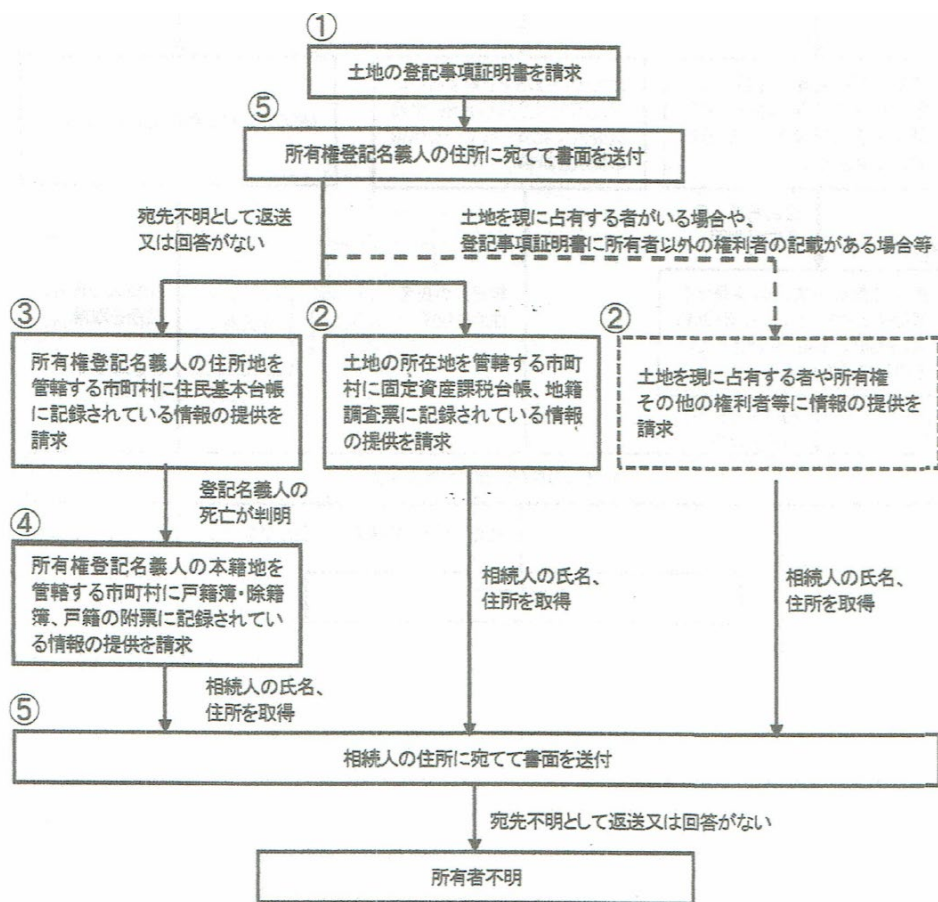


図表 10 情報提供担当部局の所轄確認

⑧ 地域福利増進事業への事前協議の開始(業務フロー10)

対象地が「宛先不明として返送又は回答がない」為に、鹿児島市情報提供担当部局(市道路建設課)へ福利増進事業実施予定地として情報提供請求事前協議が開始となった。協議内容としては以下に取り組む事となった。

1. 市道路建設課は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して情報提供担当部局として鹿相研より所定の請求資料の提出の前に事前協議にて対応する。
2. 県土木部監理課用地対策室の担当部局へ対象地が特定所有者不明土地の要件(1. 国交大臣の定める耐用年数の 48 年を超えている 2. 朽廃建物と認められる)を満たしているかどうか 2 月 27 日に資料を提出し、確認を要請した。



図表 11 所有者不明土地法制

⑨ 3月2日マルシェ開催と地域福利増進事業による地域課題解消のPR活動
(業務フロー11)

鹿相研と志學館大学ゼミで一致した地域課題の狭あい道路・空き家・空き地問題を発表の場としてマルシェを位置づけ、当該地域より通学している志學館大学ゼミの学生や地域住民に機運を高める為に、約3000清和地区世帯数のチラシ配布を2月に二回に渡り実施し、3月2日開催。

多くの地域居住者の参加があり、又相続相談も多数あり、志學館大学不動産取引法ゼミの発表資料等の展示・説明にて地域課題の提唱がなされ課題の共有やアンケート回答等一定の成果を得られた。

又、地域の市議会議員の来場もあり地域課題の共有が出来、今後の地域課題への取組みを共通の課題として行く事も確認できた。



来場者



ゼミ発表資料



志學館大学参加ゼミ生

図表 12 マルシェ開催

⑩ 地域住民との課題共有と連携の輪の広がり（業務フロー12）

地域住民の声としてのアンケートの一部を記載

- ・ 老朽建物の土地を更地にして駐車場にして貸し出すと良い
- ・ 皆が使えるスペース（公園・公共施設等）が欲しい
- ・ 小さな果樹園を作り、ミカン狩りや農作業体験が出来るようなコミュニティが欲しい
- ・ フリマ等のイベント会場が欲しい
- ・ 今日の様なマルシェやイベントでアピールすると良いです
- ・ 空き地は沢山あるが、道幅が狭く車の乗り入れが困難
- ・ 道路拡幅が出来れば新築・マンション等建築が出来て活性化出来そうだと思う

以上アンケートの一部ですが、やはり鹿相研、志學館大学不動産取引法ゼミでの課題と同様の地域住民の声である事がアンケートにも示されている事が理解できた。又、地域を考える会への参加申し出や、対象地域の地権者からは相続建物を利用したコミュニティを作りたい事や、マルシェにて駐車場として提供してくれた空き地を駐車場経営用地として整備したい等の申し出や相談があり地域住民との輪が広がるマルシェとなった。

⑪ 清和マルシェより清和プロジェクトXへの転換(業務フロー13)

鹿相研、志學館大学ゼミ生、地域を考える会による清和マルシェの一定の成果は、地域福利増進事業展開による地域課題解決のモデルケースとしたい。今回、行き詰まって悩みに悩んだ地域福利増進事業の推進は、清和マルシェを出発点とした「清和プロジェクトX」として新たに提唱して行き継続的な取り組みを作り上げる為、情報発信にホームページ、SNS、ニューズペーパー等を利用する事としたい。

鹿相研の専門部会を更に強化する為に、

①要因調査+課題解決部会

②地域福利増進事業への利活用部会

③情報処理部会を定着させ、

次年度に向けて「清和プロジェクトX」として鹿相研、志學館大学不動産取引法ゼミ、地域を考える会、更には地域福利増進事業にて手探りながら動き出した市・県の行政機関、今回マルシェ来場にて共通の地域課題として縁の出来た市議会議員等を含めた幅広い全体の事スキームのモデル化を計りたい。

清和地域 プロジェクトX

国交省 所有者不明土地等対策モデル事業

NEW NEW NEW

清和地域プロジェクトXとは

折込チラシ(第二弾)

清和マルシェ会場

鹿相研事務局

鹿相研お問合

お友達へ紹介

図表 13 清和プロジェクトXのホームページとQRコード

<https://seiwa-pjx.smappon.jp>

(5) 業務の成果と課題

① 本業務で得られた成果・知見

- 地域の挨拶回りによる住民との回を重ねる接触で「地域を考える会」発足の準備が整って来た。先ず、理論ではなく挨拶を重ねる事による人と人との繋がりを作る人間関係構築が大切であるという原点を実感する。
- 専門家との協議で共有物の共有物分割、連絡不能共有者の持分の取得等の具体的な方向性を確認する。
 - ①所有者不明土地建物管理制度の利用
 - ②管理不全土地建物管理制度の利用
- 志學館大学法学部柳田ゼミ講座との交流により、所有者不明土地対策、空き家・空き地の利活用等が若き研究者の研究対象課題となり、大学との共同研究の場が出来てきた。
- 1. 14 勉強会にて所有者不明土地法制の補足学習の成果として、これまでの行き詰まっていた所有者探索分の払拭を図れた。
- 近隣の協力により駐車場確保が3~5台分可能になり、相続空き家の利活用を依頼された。
- マルシェ開催についてマルシェ運営基準及び個人情報保護法への対処として個人データ取扱要領の策定が出来た。
- 九州地方整備局からの働きかけにより、今後の鹿児島市からの協力にも期待が持てる状況になり、地域福利増進事業に向けた手続きに向けた準備や検討も進行している。
- マルシェ開催で地域住民等との連携の輪が広がった。
- 行政側(市、県)へのアプローチとして、推進法人化申請は一定期間留保して、地域福利増進事業での不明者探索から支援・協力を要請する事にて、お互いが必要な共同作業が可能になる事が理解できた。

② 今後の課題

■所有者不明土地等への探索では、行政にも(地域)福利増進事業への具体的な取り組みを説明し、①狭あい道路解消へ向けた取組支援②所有者不明空家・空地解消への取組に向けた支援・協力要請をしてもらうよう働きかけたが、支援・協力要請に対しての具体的なアプローチや動き等が得られない状況で鹿児島市での推進法人化申請の限界を感じていたが、2月初旬になり市道路建設課に一旦推進法人化は棚上げし、地域福利増進事業実施予定地に対する取組みとして「所有者探索の文書送付をしたが、宛先不明として返送又は回答がない為に、地域福利増進事業の相談したい」旨連絡した。定例市議会等への対応もあり、2月26日の打合せとなり、この日の打合せでお互いに手探りながら前向きに取り組む事となり、福利増進事業実施予定として事前協議が開始となった。

協議内容としては

1. 市道路建設課は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して情報提供担当部局として鹿相研より所定の請求資料の提出の前に事前協議にて対応する。
2. 県土木部監理課用地対策室の担当部局へ対象地が特定所有者不明土地の要件(1. 国交大臣の定める耐用年数の48年を超えている 2. 朽廃建物と認められる)を満たしているかどうか2月27日に資料を提出し、確認を要請する。

以上となり、現在は県からの回答待ちとなっている。

又、県も初めての事で時間を要する事や市の担当者からは土地所有者等関連情報提供請求について個人情報の安全管理の為の措置の内容を明確にしていほしい旨の要請等があった。

■マルシェ開催は、どこまで「所有者不明土地等対策モデル事業」への扉を開かれるか重要なイベントとなった。

～今後の活動目標～

- 1) 地域住民の「空き家・空き地問題」への関心を如何に引き出すかを活動目標としてにマルシェ開催の様子を情報発信する
- 2) 清和地区のこれまでの乱開発による狭あい道路や私道袋路等、利便性に欠ける道路の解消、駐車場等に困窮しているより多くの住民との間で課題を共有する

3) 地福事業の必要性を鹿児島市へ伝える「地域を考える会」の定着を図り、清和地区の課題解消に向けた取組を継続した取組にして行く

(6) 今後の取組予定・見通し

1. 地域課題解消に向けた取組みについて「清和マルシェ」の開催での地域への呼掛け等の企画で、鹿相研・大学・地域を考える会等との連携に向けた新たな次元での方向性を模索し、マルシェの社会実験は、当該地区での相続放棄となっている空き家・空き地や所有者不明土地等の解消に、地域福利増進事業への取り組みのPRが出来る実績となった。
2. R5.6改定地福事業ガイドラインに基づいて、①所有者不明土地法制での情報提供担当部局(市道路建設課)を通した住民票写し取得の為の証明書、固定資産台帳の情報請求の実施、②地域福利増進事業として代替対象地にある朽廃家屋が事業対象家屋に該当するかどうかの事前相談による県の判断等、鹿相研、市、県の協議体制が手探りながら出来つつある。
3. 事前協議による判断に従って正式に「土地所有者等関連情報提供請求」及び「土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求」を実行し、土地所有不明者の探索を進めて行く。
4. 地域にマルシェ取組での社会実験を通じて、地域福利増進事業の取組み等を継続的にする。その為にシステム開発をし、情報発信の体制づくりをする。
5. マルシェ開催での地域の機運をシステム開発した「ホームページ」「ニュースペーパー」等をSNSでの拡散や地域、行政、大学、鹿相研関係者との情報共有体制を作り上げ地域課題の共有化をはかり、課題解決の輪を広げて作り上げる

(7) 分析・提言等

2. 21 に東京で行われた成果報告会にて斎藤教授が最後の挨拶で述べられていた言葉で、私達のこの取り組みは「日本における所有者不明土地法制のフロンティアの仕事へのチャレンジなのだ」という言葉通り、モデル事業の計画が遅々として進まない苦しい一年を過ごした。

年末はモデル事業への行き詰まりの日々を過ごし、こころ折れる想いをした。年明け早々、折れそうになる心を支えてくれたのが清和マルシェの企画を快諾してくれた若き探求者の志學館大学法学部ゼミ生と 1. 14 日オンライン勉強会を提案してくれた事務局の日能総研と国交省でした。

人は苦境に陥って辛い時に前を向いて進んでいる同じ道の仲間達の存在が、どんなにか励みになるか、そして最後まで諦めない仕事への探求が、如何に必要かという事を学びました。

辛さを耐えたその次には、新しい夢がひろがる事も学びました。

R6 年モデル事業の 2. 21 成果報告会にオンラインでしか参加できませんでしたけど 3 月報告書締切ギリギリ迄モデル事業の進展に携わっている鹿児島での体験談を報告する事で、少しでも今後同様な心折れる日々を乗り越える術の体験談としたいと思います。

最後と成りますが「所有者不明土地法制に挑戦しているフロンティアのプロジェクトX」の成功事例が、限りない地域の未来を切り開く事を信じてモデル事業を続けています。

R 7 年 3 月 7 日

鹿児島相続対策研究会